

報告 2020年1月30日 国相手の大飯原発止めよう裁判 第32回法廷&報告・交流会

◆「地震動評価では、経験式の有するばらつきを考慮すべき」との原告主張に  
進行協議で裁判長：

「原告の主張がもっともであり、被告の主張は当を得ない」  
「国は『ばらつき』を考慮して補充書を出すべき」

◆ 大阪高裁の大飯原発3・4号仮処分 不当決定は許せない！  
島崎氏の「入倉・三宅式では過小評価」を切り捨てる

1月30日、国相手の大飯原発止めよう裁判の法廷が大阪地裁で開かれ、原告・支援者50数名が傍聴した。法廷後の進行協議で裁判長は、「地震動評価では、経験式の有する「ばらつき」を考慮すべき」との原告の主張を「もっともだ」と認め、他方で国の主張は「当を得ない」とする考えを示し、国に「ばらつき」を考慮しても原発が大丈夫であることを示す補充書の提出を求めた。一方原告に対して、「火山灰を争点から降ろせないか」との問いかけがあった。これらについて検討し、裁判を勝利に向かって前進させよう。

この日、大阪高裁で大飯原発差止仮処分即時抗告審の不当決定が出された。報告会は、仮処分裁判事務局との合同で行った。

◆進行協議で裁判長 「国は「ばらつき」を考慮して補充書を出すべき」

今回は、法廷は書面の確認等で短時間で終了したが、その後の進行協議で、裁判長から重要な問題提起があった。

開廷後、裁判長が国提出の第31準備書面と第32準備書面、参加人の関電提出の第2準備書面を確認。原告は次回に国の2つの書面に反論すると述べた。次回3月16日(月)と次々回の5月12日(火)の法廷の期日を確認し終了した。その後進行協議が行われた。



国の第31準備書面は、汚染水問題、台場浜破碎帯問題、地震動レシピの合理性問題に関するもの、第32準備書面は原告適格の問題、火山灰についての現行と申請中の2つの設置変更許可処分の問題に関し新しい主張をしたもの、関電の第2準備書面は、火山ガイド及び大山生竹火山灰(DNP)の既許可の降灰層厚10cmでの影響評価についてのものである。関電が昨年9月原子炉設置変更許可申請を出した際の、大飯原発でのDNPの降灰層厚評価22cmに基づくものではない。

報告会では原告弁護士が、進行協議での裁判長の2つの提起について報告した。1つ目は「ばらつき」について。裁判長は「国の主張は説得力がありません」と明確に述べた。地震動審査ガイドの1.3.2.3(2)のいわゆる「ばらつき」条項(次頁の囲み参照)で、国は第1文①の「経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する」について述べるが、第2文②の「その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」を無視している。②は新規規制基準によって初めて設定されたものであり、その中に「ばらつき」に関する規

次回第33回法廷：2020年3月16日(月)15:00 大阪地裁202号法廷

次々回第34回法廷：5月12日(火)15:00

定が入っている。新規制基準によって②が設定されたことに意味があるとする。国の態度は説得力を欠く。少なくとも標準偏差を加えるという原告の主張はもっともだ。国は、入倉・三宅式に標準偏差を加えたもので主張を補充するようにと指示し、期限は4月24日となった。

基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（平成25年（2013年）6月原子力規制委員会）

ばらつきに関する該当箇所（①、②、下線は、引用者が便宜的につけたもの）

#### 1.3.2.3 震源特性パラメータの設定

(2) ①震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。②その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。

裁判の会共同代表の小山さんから、補足があった。原告は準備書面（32）で、入倉・三宅式で求めた基準地震動に標準偏差を加えると856ガルから1150ガルになることを示している。裁判長はそれについて述べたあと、国に対して「どうしますか？」と聞いた。今回の裁判長の発言は、国に対して「ばらつき」を考慮して基準地震動の見直しをするよう、事実上要求するものである。

国が裁判長の指示に従えば、国も電力会社も無視している「ばらつき」を考慮せねばならないことが新規制基準の要求だということが明確になる。他の裁判でも「ばらつき」問題で基準地震動の過小評価を問題提起することになる。この問題を広く知らせ、傍聴参加を呼びかけるとともに、関西の人々や他の裁判へも広めていこう。

#### ◆裁判長 原告に対し「火山灰を争点から降ろせないか」と検討を要望

2つ目は「火山灰」の問題。裁判長は、関電がDNP降灰層厚評価を既許可の10cmから22cmに変えて、昨年9月に新たに原子炉設置変更許可申請を出しており、「（それに対する許可処分が出るのは先になり、それを待って裁判が遅くなるので）「火山灰」を今の裁判の争点から降ろすことはできないですか」と問いかけた。層厚22cmで設置変更許可が出れば、別の裁判で争えば良いと言う。これについて原告の判断を3月9日までに裁判所に伝えることになった。

原告は、層厚評価10cmは過小だと規制委が認めているのだから、現状は法令不適合となっているので運転停止すべきと主張している。国はこれに対する反論は全くしないまま原発の運転を認めている。その根拠は「大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえず・・・」という規制委自身の判断だけである。原告は昨年6月の準備書面（30）で、1979年に当時「死火山」とされていた御嶽山が突如噴火したのと同様に突如噴火する可能性もある、また活火山でなければ運転を認めて良いとは基準や規則には書かれていないなど批判済みだ。

関電は、申請後約1年で許可が出る（今年9月頃）と予測している。その申請内容は、非常用ディーゼル発電機のフィルター交換で火山灰が入っても問題ないという酷いものだ。規制委がすぐ許可を出すのか、いつ許可を出すのかはわからない。

これら2つの問題について、弁護団としっかり協議して方針を決めていきたい。

#### 大阪高裁の仮処分不当決定は許せない

大飯原発差止仮処分即時抗告審（大阪高裁）の決定書の交付に対し、「旗出し」の行われる地裁正面玄関前に、国相手の裁判の傍聴を終えたばかりの原告・支援者も集まった。報告・交流会は仮処分裁判と合同で行った。報告会は、先に仮処分不当決定について行った。

申立人と代理人弁護士が裁判所から出てきて「不当決定！司法は市民の命を守れ！」の幕を掲げると、「不当決定許せない！」の声が起こった。申立人は、「あまりにもひどく、全く理解できない決定だ。廃炉するまで闘う」と憤り、決意を述べた。拍手が沸き起こった。



#### ◆島崎氏の指摘＝「入倉・三宅式を予測に使うと過小評価になる」を切り捨てた決定に憤り



仮処分裁判の報告・交流会で、まず申立人からあいさつがあった。「前原子力規制委員会委員長代理で大飯原発の基準地震動審査の責任者でもあった島崎氏の「入倉・三宅式では過小評価」との指摘1つに絞って運転差止めを求めたが、高裁は関電と規制委の言いなりの不当な決定を出した」と批判。一方「仮処分を申し立てたことで、多くの人々に考えを伝える機会が持てた。昨春、原発から42キロの同じ集落に住む人たちに何故裁判をしているのか聞いてもらい、共感してもらえたことは良かった」「30キロ圏外は事故時に情報も伝えられないまま避難者が通過していく地域になるが、仮処分ですべてこの問題も解消されると考えた」と振り返った。「この裁判はこれで終わるが、今後は国相手の裁判に力を入れたい」と決意を述べた。申立人と同じ京都北部居住の2人から、次に広島高裁の伊方仮処分勝利決定に参加した方からの発言が続いた。

仮処分裁判の代理人弁護士は、弁護団声明を配付し、決定について述べた。従来の裁判では、専門家の権威と国が一致して「原発は安全」と主張していたが、今回初めて両者が分裂した裁判になった。地震学の第一人者であり、規制委で基準地震動の審査を担当していた島崎氏と、同じく瀨瀨（こうけつ）氏が、基準地震動を「入倉・三宅式」を使って予測すると過小評価になる、それは熊本地震でも示されたと指摘したが、高裁はこれらを切り捨て、国の言いなりになって、ひどい決定を出したと批判した。

最後に申立人が、「最後まで頑張りましょう」と決意を述べ、参加者一同は拍手で労をねぎらい、ともに闘う連帯の気持ちを示した。

国相手裁判の交流会は、関電が高浜4号を蒸気発生器細管損傷の原因究明を放棄し、原子炉起動したことへの抗議と、高浜3号のMOX燃料取り出しに際し、プルサーマル反対を自治体に申し入れようとの呼びかけで始まった。佐賀から参加された玄海原発裁判の会の方から、今年7月に結審する、いっしょに闘っていこうとの挨拶。1月27日原発マネー徹底究明署名の追加分を関電本店に提出した報告、大阪地検に早期に起訴を行うようにとの要請行動参加報告が続いた。老朽原発の再稼働を止める闘いの呼びかけ、福島原発事故9年を迎え、「双葉郡消防士たちの3・11 孤塁」の著者の講演会（4月に大阪と福井県小浜市）を開催する紹介、昨年12月白浜町議会の核のごみ「拒否」条例が可決され、関電が年内に候補地点を公表すると福井県知事に約束している中間貯蔵施設の立地は、極めて困難になったとの報告もあった。

国相手の裁判は、法廷間隔が2ヶ月に短縮され論点が整理され、終盤にさしかかっている。次回3月16日第33回法廷をより多くの参加で傍聴しようと呼びかけた。また原発賠償訴訟（関西訴訟2月20日、京都訴訟（大阪高裁）2月26日、兵庫訴訟3月5日）への傍聴協力要請があり、報告・交流会を終えた。

2020年2月19日 おおい原発止めよう裁判の会事務局